

2026年7月 22 日

各位

会 社 名 株式会社レボインターナショナル
(コード番号 5022 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役CEO 越川 哲也
問合せ先 取締役CFO 森谷 敬子
T E L 075-353-2277
U R L <https://revo-international.co.jp>

株式の上場廃止及び株式の取扱いに関するお知らせとご挨拶

当社は、TOKYO PRO Marketの上場廃止申請を自ら申請し受理されました。これに伴い2026年7月23日付けで当社普通株式は上場廃止となります。株主の皆様をはじめ関係各位の皆様には、当社の事業へのご理解とご支援を賜りましたことを心より御礼申し上げます。今後も皆様の変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、上場廃止後のお手続きにつきましては、上場廃止日時点での株主名簿確定作業が完了した後より対応を開始させていただきます。

記

1. 各種手続き

当社株式の取扱いにつきましては、2026年7月27日(上場廃止の2営業日後)をもって株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱が廃止となり、各証券会社等での諸届等も受付けされなくなります。このため上場廃止日以降は、各種請求書・届出書等への実印の押印及び印鑑証明書の添付により、株主様のご本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

2. 株式残高証明書の発行について

株式を譲渡する場合等、株主様ご自身が所有されている株式数をご確認されたい場合には、「株式残高証明書」の交付を請求することができます。この証明書の交付を希望される場合は、当社コーポレートサービス部宛てにご請求願います。

なお、証明書の発行には、お申し出いただいてから3週間程度を要しますので予めご了承ください。

3. 名義書換等の各種手続き

株式の譲渡に際しては、売主と買主が合同で名義書換請求することになります。所定の株式名義書換請求書に、連名(売主と買主)で必要事項を記載、実印を押印のうえ印鑑証明書(交付日から6カ月以内の原本)を添付していただき当社コーポレートサービス部宛てにご請求願います。

4. 株式譲渡について

当社は、TOKYO PRO Marketへ上場した日(2023年10月31日)の属する事業年度終了後から3年

を経過していないため、2027年3月31日までは「特定投資家向け有価証券」に該当することとなります。そのため、上場廃止後(2026年7月23日)から2027年3月31日までの期間について、株式譲渡を行う場合は、買主は「特定投資家」である必要がございます。その後、2027年3月期における株主数が200名未満である場合、当社は「特定投資家向け有価証券」として発行者情報の提出を要しない申請を財務局を通じて行い、承認が得られた場合、買主が「特定投資家」とであるという要件が解除される予定です。

以 上